

# 令和8年度障害者雇用サポート事業委託業務仕様書

## 1 事業の目的

障害者の就労に向けた訓練や企業の障害者雇用に向けた実習受入準備やマッチング等の支援を行うことにより、障害者の雇用拡大及び雇用推進を図る。

## 2 委託業務名

令和8年度障害者雇用サポート事業業務委託

## 3 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 事業対象者

### (1) 障害のある人

千葉県内に在住し、求職している障害のある人とし、障害の種別・程度は問わないものとする。

また、原則として、県内の障害者就業・生活支援センターに登録している、又は登録する予定の者であること。ただし、本人が登録することを希望しない場合は、この限りでない。

### (2) 企業等

千葉県内の法定雇用率未達成企業、障害者雇用を検討している企業及び障害者の雇用経験の少ない企業等とする。

## 5 委託業務の内容

本事業の受託者（以下「受託者」という。）は、以下の事業を企画し、実施すること。

### (1) 障害者就労アドバイザーの配置

受託者は、障害のある人の研修の実施や企業等の障害者雇用支援を効果的に行うため、下記業務を実施できる「障害者就労アドバイザー」を配置すること。

また、「障害者就労アドバイザー」は、精神保健福祉士の有資格者や企業等での障害者就労実務経験者等とし、必要な人数を配置すること。

- ① 障害の特性に応じた研修プログラムの策定・実施
- ② 障害のある人への研修中の支援及び就職に向けた支援
- ③ 実習受入れ企業の業務の切り出し支援や社内勉強会等の開催
- ④ 企業と障害のある人を対象とした交流会の開催

## （2）障害のある人の就労に向けた研修の実施

### ア 研修プログラムの策定

受託者は、障害のある人が就職に必要な知識や技能を習得するため、基礎訓練と企業等での就労実習を組み合わせた研修プログラムを策定すること。

研修期間のうち10～20日程度は受託者以外の企業等での就労実習に充てること。

また、研修プログラムの策定にあたっては、障害の特性に応じた日程・内容を設定すること。

### イ 研修生の募集

受託者は、研修プログラムの参加者を募集すること。研修生の定員は60名以上とすること。

### ウ 関係機関等との連携

受託者は、研修プログラムの実施にあたり、実習受入れ企業や県内の障害者就業・生活支援センター等の支援機関と連携を密にし、支援・協力を得るように努めること。

また、研修生の就職後は、雇用継続のための定着支援について、障害者就業・生活支援センター等支援機関へ引き継ぐこと。

### エ 研修支援費の支給

受託者は、研修生が基礎訓練及び企業等での就労実習に参加した日数に応じて、一日あたり2,500円の研修支援費を支給すること。

## （3）法定雇用率未達成企業等への支援

### ア 県内企業への障害者雇用に関する啓発

以下の研修会等を県内において、それぞれ1回以上行うこと。

- ① 県内企業等が広く障害者雇用に理解を深めるためのセミナー
- ② ①の内容を含め、本事業研修生の実習受入を実施していくための援助となる研修会

### イ 実習受入れ企業の募集・開拓

受託者は、千葉県内の法定雇用率未達成企業や障害者雇用を検討している企業、障害者の雇用経験の少ない企業等を研修生の実習受入れ先として募集及び開拓すること。

### ウ 社内勉強会等の開催

受託者は、実習受け入れ企業等を対象に、業務の切り出し支援や障害者雇用に対する理解を深めるための社内勉強会や障害者雇用の課題解決を

図るための相談会を開催すること。

#### （4）企業と障害のある人の交流会の開催

受託者は、企業の障害者理解を深めることで障害者雇用を促進するため、また雇用のミスマッチを防ぐため、県内の法定雇用率未達成企業等と求職している障害のある人を対象とした交流会を開催すること。

交流会は、年2回以上開催し、開催地は地域バランスを考慮して選定すること。なお、実施時期は、国及び地方公共団体等の実施する他の類似イベントと近接しない時期とすること。

#### （5）活動状況報告

受託者は、毎月「事業実施報告書」を作成し、翌月10日までに報告すること。

#### （6）事業評価

受託者は、研修生、実習受入れ企業、交流会参加者及び参加企業、関係支援機関等に対しアンケート調査を実施して事業の評価を行い、事業実績報告書とともに提出すること。なお、アンケート集計結果は、電子データで県に提出すること。

### 6 業務実施体制

受託者は、本事業の進捗を管理する総括責任者を1名配置し、事業の管理・運営のとりまとめを行うこと。ただし、専任である必要はない。

### 7 留意事項

#### （1）傷害保険等の加入

受託者は、企業等の現場実習の実施にあたっては、実習期間中の事故に備え、傷害保険等に加入するものとすること。ただし、研修生が既に現場実習中の事故について保証がある保険等に加入している場合はその限りでない。

#### （2）事業実施計画書及び実施体制表の作成

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の事業実施計画書及び実施体制表を作成すること。

なお、業務の実施にあたっては、県との協議の上で行うこと。

### 8 その他

#### （1）受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

- (2) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、個人情報の保護やその他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) やむを得ない事情により、本仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。